

空き家優良物件化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用及び流通の促進を図ることを目的に、空き家のリノベーションや家財の整理などを行う者に対し、その費用の一部を補助する空き家優良物件化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、氷見市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 人の居住又は使用に供されていない専用住宅又は併用住宅（集合住宅を除く。）
- (2) 所有者 空き家の所有権又は賃貸を行うことができる権利を有する者
- (3) リフォーム 住宅の機能又は性能を回復、維持、向上させるために、修繕、補修、模様替え等の工事を行うこと
- (4) 転入者 市外から氷見市に転入する予定の者又は転入した日以後2年を経過していない者（転入予定日又は転入日直前に1年間以上氷見市外に居住していた者に限る。）

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）に、現に着手していないこと。
- (4) 国、県又は本市の他の制度により補助金の交付を受けていないこと。ただし、併用住宅における居住部分とは関連の無い部分に対する補助金の交付についてはこの限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家を活用し、流通しようとする当該空き家の所有者

(2) 補助対象空き家の所有者から当該空き家を賃借し、転入者に転貸しようとする者
(以下「転貸者」という。)

2 補助対象者は、補助対象空き家を氷見市空き家情報バンク制度要綱第4条第1項の規定により氷見市空き家情報バンクに10年間登録し、転入者(所有者及び転貸者の3親等以内の親族を除く。)に賃貸するものとする。

3 補助対象者は、市のホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承しなければならない。

4 前項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。

5 補助対象者は、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 市税の滞納のある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

6 補助対象者は、補助金の交付の決定通知があった日の属する年度内に補助対象工事等を完了しなければならない。

(関係権利者との同意)

第5条 補助対象者が当該空き家の所有権の一部を有する場合は、所有権の過半の持ち分を有する者の同意で足りるものとする。

(補助対象工事等)

第6条 補助対象工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、活用又は流通させるために必要なものとして市長が認めるものに限る。

(1) リフォーム工事

(2) 家財の整理、撤去等

(工事等施工者の要件)

第7条 前条の補助対象工事等を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者(個人事業者を含む。)でなければならない。

(補助対象費用)

第8条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事等に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る費用は除く。

(1) 家具(カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものは除く。)、電化製品(エアコンを含む。)、暖房器具及び照明器具等の備品、インテリア雑貨等に係るもの

(2) 電信、電話及び通信等設備に係るもの(建物内の工事に係るものを除く。)

(3) 外構工事に係るもの

(補助金の額等)

第9条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象費用の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事等の着手前に、空き家優良物件化支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 補助金算出書（様式第3号）

(4) 補助事業に要する費用の見積書

(5) 補助事業の計画図面

(6) 補助事業の着手前の状況を示す写真（補助対象空き家の全景写真及び補助対象工事等に係る部位ごとの写真）

(7) 補助対象工事等の実施に対する所有者の同意書（第4条第1項第2号に該当する場合）

(8) 所有者であることを証する書類又は補助対象空き家を所有者から賃借していることを証する書類

(9) 所有者及び転貸者の納税証明書（発行日から3月以内のもの）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づく補助金の申請があった場合には、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときは、規則第4条の規定に基づき、速やかに交付の決定を行うものとする。

(補助対象工事等の内容変更)

第11条 規則第6条の規定による決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空き家優良物件化支援補助金内容変更申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

(1) 補助金算出書（変更）（様式第5号）

(2) 変更後の見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助対象工事等の内容変更を承認し、空き家優良物件化支援事業費補助金内容変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事等の完了後速やかに空き家優良物件化支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類

(2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する書類

(3) 補助事業の実施中及び完了後の状況を示す写真（補助対象空き家の全景写真及び補助対象工事等に係る部位ごとの写真）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況に至った場合は、市長は、補助金を次の各号の区分に応じて、期限を定めて返還を求めることができる。

(1) 誓約書に記載された内容に違反した場合 1～4 補助金の全額、5 別表に基づき算出した額

(2) 補助事業完了後10年以内に、リフォーム後の空き家を氷見市空き家情報バンクから抹消又は転入者以外の者に賃貸した場合（活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合を除く。） 別表に基づき算出した額

(3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があった場合、補助金の全額

（細則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に契約が締結された補助対象工事等について適用する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は、この要綱の施行前に実施した補助対象工事等にも適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に契約が締結された補助対象工事等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、同日以降に契約が締結された補助対象工事等について適用する。ただし、改正後の別表（第13条関係）の規定は、この要綱の施行前に実施した補助対象工事等にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

(特例措置)

- 2 当分の間、第4条第2項「転入者」の後に「又は市から応急住宅の提供を受けている者若しくは受ける予定の者」を加える。
- 3 当分の間、第7条を削る。

別表（第13条関係）

経過年数	返還額（個人）	返還額（事業者）
1年未満	補助金の全額	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の90%	
2年以上3年未満	補助金の80%	
3年以上4年未満	補助金の70%	
4年以上5年未満	補助金の60%	
5年以上6年未満	補助金の50%	
6年以上7年未満	補助金の40%	
7年以上8年未満	補助金の30%	
8年以上9年未満	補助金の20%	
9年以上10年未満	補助金の10%	
10年以上	返還なし	返還なし